

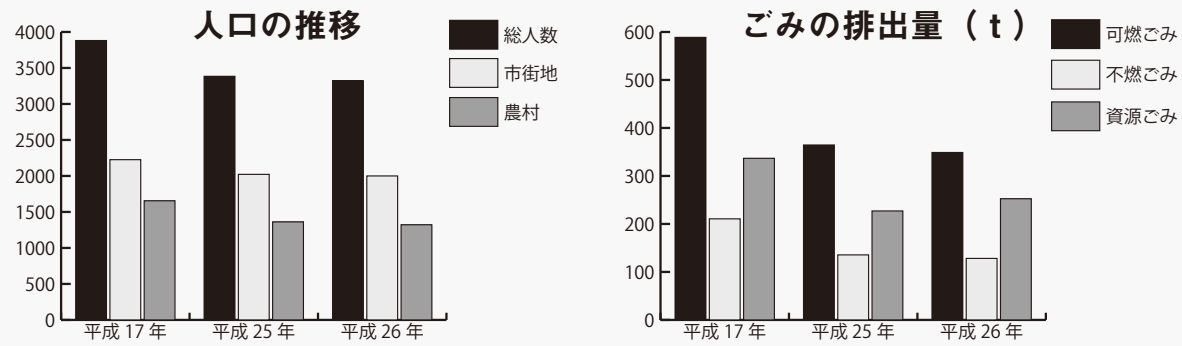
# ごみ収集日の一部変更について

効率的なごみの収集を目的に、過去の収集量等の実績をもとに平成28年4月1日から次のとおり収集日の一部を変更させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

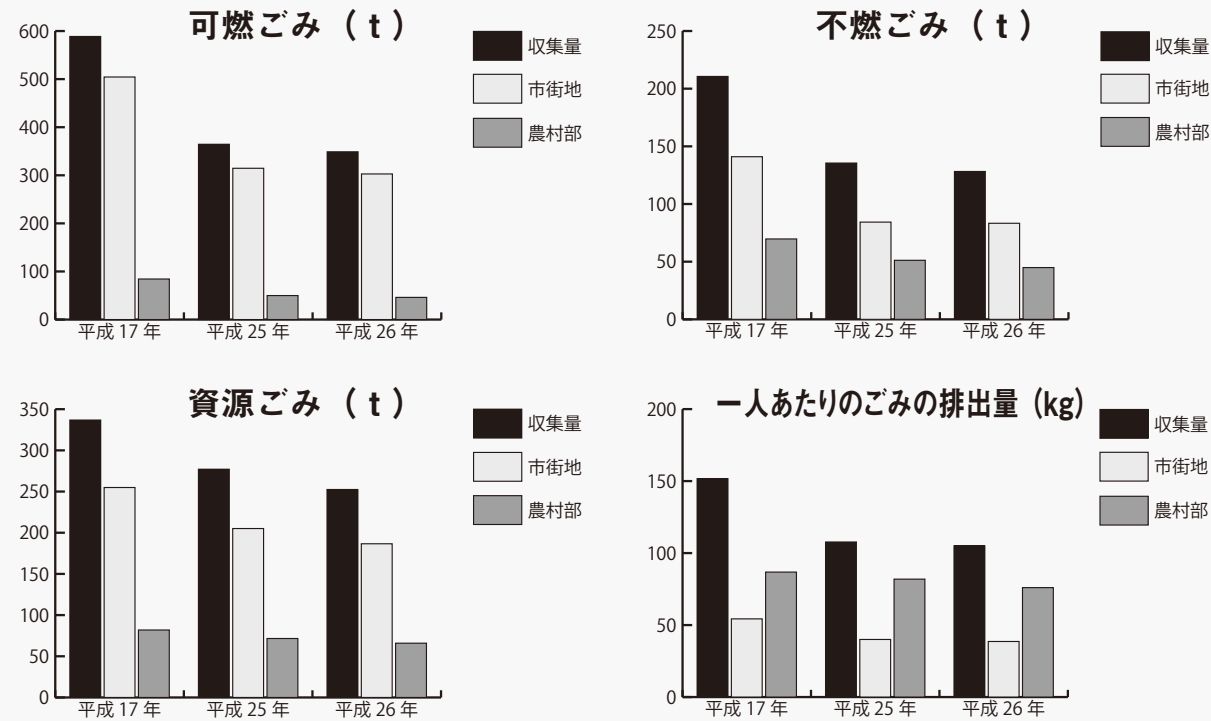
- ① 農村地区の「燃やさないごみの日」の収集日が第2週と第4週の金曜日になります。
- ② 農村地区の「燃やすごみの日」の収集日が毎週水曜日になります。
- ③ 茂岩地区の「大型ごみ」の収集日が第3週金曜日になります。

詳しくは、折り込みの「平成28年度ごみ収集カレンダー」をご確認ください。

# 豊頃町における家庭系一般廃棄物収集量の推移



ごみの有料化が開始された平成17年度と直近の平成26年度におけるごみの収集量を比較すると35.7%減少しています。平成17年度と平成26年度の人口14.4%減少に対し、大幅にごみの減量化が進んでいることが明らかになりました。



また、ごみ全体に占める資源ごみの割合も、平成17年度が29.6%に対し、平成26年度は34.6%と、ごみの分別により資源化が進んでいます。

こうした状況から、町民の皆様の努力がリサイクルや自然保護、地球温暖化対策につながっています。限りある資源の有効活用のために、引き続きごみの減量化と分別にご協力をお願いいたします。

問合せ先 住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

# 消費税・地方消費税（個人事業者）の確定申告と納税は正しくお早めに

平成27年分の個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は、平成28年3月31日（木）が申告・納付の期限となっています。

税務署などの申告相談会場は、特に所得税及び復興特別所得税の確定申告期限（平成28年3月15日（火））間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はできるだけ自分で作成し、お早めに提出してください。なお、申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、消費税及び地方消費税の申告書や所得税及び復興特別所得税の申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して送信することができますので、申告書の作成には、ぜひ、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

## 個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告について

消費税の課税事業者に該当する個人事業者の方は、平成28年3月31日（木）までに、平成27年分の「消費税および地方消費税の確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出するとともに、その消費税額および地方消費税額を納付してください。

### 【平成27年分において課税事業者となる個人事業者の方】

- ① 平成25年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
  - ② 平成25年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成26年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
  - ③ ①、②に該当しない場合で、平成26年1月1日から平成26年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。  
 (注) 事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

### 【申告に当たっての留意点】

- 課税事業者となる方は、平成27年分（課税期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成27年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。
- 平成25年分の課税売上高が5,000万円以下で、平成26年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。これ以外の課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」を提出してください。
- 消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類（一般用については「付表2」、簡易課税用については「付表5」）を添付してください。
- 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」を添付してください。
- 平成27年分の消費税及び地方消費税の確定申告書には個人番号（12桁）の記載は不要です。平成28年1月1日以後開始する課税期間分の確定申告書の提出の際には、個人番号（12桁）の記載及び申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

## 納付期限と振替納税の利用について

確定申告による消費税および地方消費税の納期限および振替日は、次のとおりです。

- 納期限・・・平成28年3月31日（木）
  - 振替日・・・平成28年4月25日（月）
- 現金で納付される場合は、納期限までに現金に納付書を添えて、お近くの金融機関（日本銀行歳入代理店）又は住所等所轄の税務署の納税窓口で納付してください。
- また、e-Taxを利用すれば自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができます。
- その他、振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関又は税務署に向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続を済ませることができる、大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。

税に関する情報は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）へ

e-Taxの操作に関するお問い合わせ ☎ 0507-01-5901

e-Taxに関する情報はホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）へ